

第33回定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項記載書面に 記載しない事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2024年1月1日～2024年12月31日)

株式会社 JMC

第33回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役は、JMC行動指針・コンプライアンス規程を通じて、当社における企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを、自ら率先垂範し、従業員へ周知徹底させる。

ロ 取締役及び使用人は、取締役会が定めた、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等による役割と職務範囲に従い、当社の職務を執行する。

ハ 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定する。

ニ コンプライアンス推進責任者を代表取締役社長とし、推進委員長を管理担当取締役とする。

代表取締役社長及び管理担当取締役は、財務報告の信頼性と各グループ及び各室の業務執行の適切性を確保するために、内部統制システムの構築、運用及び改善を図るものとする。

ホ 各グループ及び各室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

ヘ 監査役は、当社のコンプライアンス状況及び内部統制システムを監視し、問題があると認めるときは、代表取締役社長及び管理担当取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

ト 監査役は、監査の一環として、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

チ 内部監査室は内部監査を計画し、各グループ及び各室の業務を監査し、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

リ 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報制度規程に基づき、速やかに社外の内部通報外部窓口（JMC コンプライアンス・ヘルプライン）に通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

ヌ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

ロ 取締役及び監査役は、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理規程に基づき、経営会議で議論し、当社全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

ロ 取締役会は、経営会議において特定されたリスクへの対応やその他必要な施策を実施する。

ハ 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする「リスク対策会議」を設置し、総括的な危機管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ロ 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
 - ハ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を原則月1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行い、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ニ 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各グループ及び各室へ目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ 監査役は、監査役の補助使用人を、監査役会と協議のうえ、人選し配置できるものとする。
 - ロ 監査役の補助使用人は、取締役等の指揮命令は受けないものとする。
 - ハ 監査役の補助使用人の人事評価については、監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ニ 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合、監査役に直ちに報告するものとする。内部通報外部窓口（JMCコンプライアンス・ヘルプライン）に通報があった場合、内部監査室長は、速やかに調査報告書の写しを監査役に交付する。
- ⑥ 上記⑤の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告をした者に対し、これを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、取締役はこれを周知徹底させる。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議に出席する。

また、決裁申請書等、業務に関する重要な文書を閲覧することができる。

ロ 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ハ 監査役は、定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

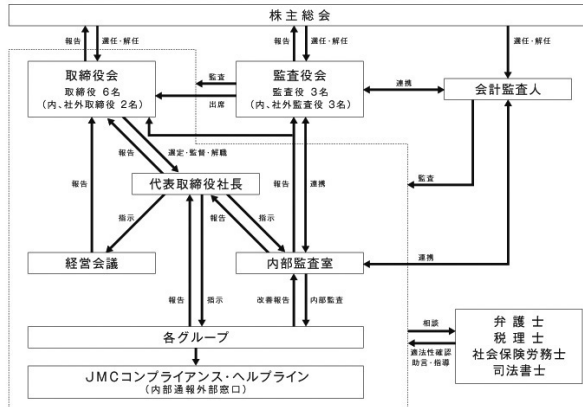
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な成長、企業価値の向上に向け、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。

②企業統治の体制

a.コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、概ね以下のとおりであります。



b.企業統治の体制の概要

イ 取締役会

当社の取締役会は取締役6名（男性6名）で構成されており、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役社長は取締役会の議長として取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

ロ 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役３名（男性３名）で構成されており、毎月１回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査できる体制をとっております。

ハ 経営会議

当社は、取締役が指名する従業員をもって構成される経営会議を設置しており、原則月１回開催しております。なお、非常勤取締役も出席し意見を述べることができます。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、取締役会に付議すべき事項、全般的業務執行方針に関する事項及びリスク管理に関する事項を協議しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自己株式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計 合			
当 期 首 残 高	807,609	794,609	794,609	1,894	1,257,465	1,259,359	△403	2,861,174	2,861,174
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	9,924	9,924	9,924					19,849	19,849
当 期 純 利 益					50,671	50,671		50,671	50,671
自 己 株 式 の 取 得							△29,955	△29,955	△29,955
当 期 変 動 額 合 計	9,924	9,924	9,924	－	50,671	50,671	△29,955	40,565	40,565
当 期 末 残 高	817,533	804,533	804,533	1,894	1,308,137	1,310,031	△30,358	2,901,740	2,901,740

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- | | |
|---------------|--|
| ・ 商品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 製品、原材料及び貯蔵品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～38年
構築物	7年～50年
機械及び装置	2年～12年
車両運搬具	3年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ・ 借地権 | 定額法（償却期間29年）を採用しております。 |
| ・ 特許権 | 定額法（償却期間8年）を採用しております。 |

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、3Dプリンター事業及び鑄造事業における製品の製造・販売、CT事業における検査・測定サービスの提供を主たる事業としております。

製品の販売は、主として顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡し時点において履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。

検査・測定サービスの提供は、顧客に検査・測定結果が引渡された時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社は棚卸資産のうち製品の評価方法について、従来、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）へ変更しております。

これは、取引先のニーズの多様化に伴い、従来の受注生産に加え、見込生産を行う製品在庫が大幅に増加したことを契機に、原材料価格の市況変動の影響を棚卸資産の評価及び期間損益計算に適正に反映させる目的で、月別の総平均法による原価法に変更したものであります。

なお、当該会計方針の変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

4. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,756,606千円
(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び財務基盤の安定を図るため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	950,000千円
借入実行残高	250,000千円
	700,000千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普 通 株 式	5,503,600株	94,100株	一株	5,597,700株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加94,100株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるもの9,300株及び新株予約権の権利行使による新株の発行によるもの84,800株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	300株	62,900株	－株	63,200株

(注) 自己株式の数の増加62,900株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 86,400株

7. リース取引に係る注記

ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、製造設備（「機械及び装置」及び「工具、器具及び備品」）であります。

② 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としており、資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、また資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達（主に長期）を目的としてのものであり、返済日は最長で決算日後6年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、財務経理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務経理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 長期借入金（注1）	838,958千円	825,669千円	△13,288千円
② リース債務（注2）	165,245	161,042	△4,203

（注1）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注2）1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示しております。

（注3）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注4) 「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注5) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は下記のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
出資金	10

(注6) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	419,712	—	—	—
受取手形	3,061	—	—	—
電子記録債権	176,683	—	—	—
売掛金	481,524	—	—	—

(注7) 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	250,000	—	—	—	—	—
長期借入金	226,012	326,012	226,012	45,990	10,008	4,924
リース債務	80,203	42,998	24,264	15,633	2,145	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	825,669	—	825,669
リース債務	—	161,042	—	161,042

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

製品保証引当金	488千円
株式報酬費用	5,656千円
棚卸資産評価損	7,256千円
資産除去債務	27,221千円
減価償却超過額	459千円
一括償却資産	922千円
繰越欠損金	6,091千円
その他	1,228千円
繰延税金資産小計	49,325千円
評価性引当額	△31,759千円
繰延税金資産合計	17,565千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△15,079千円
未収還付事業税	△1,182千円
繰延税金負債合計	△16,261千円
繰延税金資産の純額	1,303千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表権を有している会社等	株式会社セイタロウデザイン(注1)	被所有 直接1.38	製造受託	オブジェ等の製造受託(注2)	11,088	売掛金	818

(注1) 株式会社セイタロウデザインについては、当社取締役兼CDO山崎晴太郎が代表取締役を務めております。

(注2) 価額その他の取引条件は、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

11. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			
	3Dプリンター 事業	鑄造事業	CT事業	計
製品及び商品	625,019	1,949,653	32,176	2,606,849
その他・サービス	5,382	—	460,185	465,568
顧客との契約から 生じる収益	630,401	1,949,653	492,362	3,072,417
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	630,401	1,949,653	492,362	3,072,417

(注) その他・サービスには、CTスキャン、装置等の保守及び修理、デジタルコンテンツ売上が含まれております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品やサービスの引渡し前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に独立掲記しております。

① 契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	859,369千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	661,268千円
契約負債（期首残高）	7,251千円
契約負債（期末残高）	11,206千円

当事業年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、7,251千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 524円30銭

(2) 1株当たり当期純利益 9円08銭

(注) 1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、算出しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。